

料金別納
郵便

〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇〇〇建築士事務所
開設者 様

重 要

建築士事務所の業務報告書の提出及び建築士定期講習に関する重要なお知らせです。必ずご確認ください。

※業務報告書の提出及び建築士定期講習の受講が完了している建築士事務所にも送付しています。

国土交通省 住宅局 建築指導課
静岡県 暮らし・環境部 建築住宅局 住まいづくり課

【宛先不明の場合の返送先】：〒420-8601 静岡県静岡市葵区迫手町9-6
静岡県 暮らし・環境部 建築住宅局 住まいづくり課
※雨等でぬれている場合は、よく乾かしてからご開封ください。

建築士事務所開設者の方へ

■業務報告書の提出が義務付けられています。

建築士法第 23 条の 6 により、建築士事務所の開設者に対し、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、設計等の業務に関する報告書（業務報告書）の提出が義務付けられています。

報告書を提出しなかった場合、あるいは虚偽の記載をして報告書を提出した者は、建築士法第 41 条により、30 万円以下の罰金に処せられる場合があります。

また、都道府県の指導等にも関わらず未提出の場合には監督処分の対象となります。

未提出の業務報告書（平成 19、20、21 年度分及び提出期限を過ぎた平成 22 年度分）がある場合は平成 24 年 3 月 31 日までに提出してください。提出先は下記のとおりです。

なお、業務報告書の第三面にある「所属建築士名簿」には、当該事業年度内に建築士事務所に属した全ての建築士を記載してください。管理建築士も建築士事務所に属している建築士となるので報告書に記載してください。所属建築士名簿に記載のない建築士は、業として設計・工事監理等を行うことはできません。

提出先

建築士事務所の所在地を管轄する各土木事務所建築住宅課
（下田、熱海及び富士については都市計画課）

問い合わせ先

静岡県 くらし・環境部 建築住宅局 住まいづくり課
電話番号：054-221-3072

■ 定期講習の受講が所属建築士に義務付けられています。

改正建築士法の施行日(平成 20 年 11 月 28 日)において建築士試験に合格しており、施行日において現に建築士事務所に所属している建築士及び施行日から平成 24 年 3 月 31 日までに建築士事務所に所属した建築士は、**初回の定期講習を平成 24 年 3 月 31 日までに受講しなければなりません。**

平成 21 年 3 月 31 日までに定期講習を受講した建築士も、**2 回目の定期講習を平成 24 年 3 月 31 日までに受講しなければなりません。**

定期講習が未受講である建築士は、懲戒処分の対象となり、**未受講の期間が長期にわたる場合は、業務停止、免許取消となることがあります。**貴建築士事務所の所属建築士で未受講の方がいる場合は、平成 24 年 3 月 31 日までに受講させてください。

また、今後は、特定行政庁又は指定確認検査機関が、建築確認申請書・完了検査申請書等にある設計者・工事監理者である建築士が定期講習を受講しているかどうかを確認し、その結果、受講していない建築士であった場合は、当該建築士が違法状態であることを、特定行政庁又は指定確認検査機関から申請者あてに通知するとともに、建築士事務所の指導権限を有する都道府県あてに通知することとします。

(定期講習を実施している登録講習機関)

名称	電話番号/ホームページ	開催場所
(財)建築技術教育普及センター ※	03-5524-3105	全国47都道府県
	http://www.jaeic.or.jp/	
(株)日建学院 ※	03-3988-6432	全国47都道府県
	http://www.nik-g.com/	
特定非営利活動法人 住宅福祉サービス	075-212-9989	京都府
	http://www.jfs2001-2.com/	
(株)総合資格学院 法定講習センター ※	050-5541-7500	31都道府県
	http://www.shikaku.co.jp/	
ビューローベリタス ジャパン(株)	042-527-0705	東京都、神奈川県、愛知県他
	http://www.bvjc.com/	
特定非営利活動法人 東京土建ATEC	03-6915-2284	東京都
	http://www.doken-atec.jp/	
特定非営利活動法人 埼玉土建建築支援センター	048-669-1551	埼玉県
	http://www.saitama-doken.com/	
(株)ERIアカデミー ※	03-5775-7848	東京都、神奈川県、愛知県、大阪府 他
	http://www.a-eri.co.jp/	
(株)確認サービス ※	052-238-7763	東京都、静岡県、愛知県、三重県 他
	http://www.kakunin-s.com/	

※印は静岡県内で定期講習を開催している講習機関です。

既に申込みの受付を終了している講習機関もありますので、開催時期等の詳細は上記の講習機関ホームページ又は下記の新・建築士制度普及協会ホームページで確認してください。

その他改正建築士法に関するお問い合わせ先
一般社団法人 新・建築士制度普及協会

ホームページ: <http://www.icas.or.jp/> 電話番号: 03-3513-7889